

国立大学法人京都大学旅費規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第5条 規程第4条第1項ただし書の規定により、旅費の一部又は全部を旅行代理店又は宿泊施設等に支払うことを請求することができるのは、<u>本学の発券システムを利用して乗車券等を手配した場合とする。</u></p> <p>2 前項の場合における旅費は、航空券等の手配等の手続を旅行代理店に委託した場合にあっては当該委託に係る交通費等を旅行代理店に、宿泊施設等を手配した場合にあっては当該宿泊に係る費用（食事に係る費用を除いたものに限る。）を宿泊施設等に、<u>当該旅行代理店又は宿泊施設等からの請求に基づき支払う。</u>この場合において、<u>宿泊施設等に支払う費用は規程による宿泊料の額を上限とし、当該宿泊施設等に支払う額と規程による宿泊料の額に差がある場合は、その差額を当該職員等に支払うことができる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項に規定する内国出張の新幹線等による旅行に係る鉄道賃の請求における添付書類は、職員等及び本学学生の出張に限り、必要とする。</p> <p>(後 略)</p> <p>様式1-1～様式3 (略)</p>	<p>第5条 規程第4条第1項ただし書の規定により、旅費の一部又は全部を旅行代理店又は宿泊施設等に支払うことを請求することができるのは、<u>旅行代理店又は宿泊施設等が発行する請求書により支払う場合とする。</u></p> <p>2 前項の場合における旅費は、航空券等の手配等の手続を旅行代理店に委託した場合にあっては当該委託に係る交通費等を旅行代理店に、宿泊施設等を手配した場合にあっては当該宿泊に係る費用（食事に係る費用を除いたものに限る。）を宿泊施設等に支払う。この場合において、<u>宿泊施設等に支払う費用は規程による宿泊料の額を上限とし、当該宿泊施設等に支払う額と規程による宿泊料の額に差がある場合は、その差額を当該職員等に支払うことができる。</u></p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>2 前項に規定する内国出張の新幹線等による旅行に係る鉄道賃の請求における添付書類は、職員等及び本学学生の出張に限り、必要とする。<u>ただし、第5条第2項により旅費の一部又は全部を旅行代理店又は宿泊施設等に支払う場合（本学の発券システムを利用して乗車券等を手配した場合を除く。）は、この限りではない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の日前に旅行を開始する場合における旅費請求等の手続については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>様式1-1～様式3 (同 左)</p>